

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

| | |
|--|---------|
| 針ヶ谷岡線 | 路線名 |
| <p>深谷市針ヶ谷字中原八一四番二地先から 同市山河字宅地町五二二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p> | 供用開始の区間 |
| 平成三十年一月二十六日 | 供用開始の期日 |
| <p>平成二十三年三月二十九日付け埼玉県熊谷県土整備 事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部 供用開始である。 延長一、一六四・一八メートル</p> | 備考 |